

共創パートナーシップ 初期購買モデル契約書  
(ハード、所有権移転あり)

■ 前文

株式会社 X (以下「甲」という。) と株式会社 Y (以下「乙」という。) とは、別紙 1 記載の製品 (以下「本製品」という。) の売買に関し、以下の通り契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

■ 1条 目的

甲及び乙は、乙が次項で定める本製品の効果検証を実施するために (以下「本目的」という。)、本契約に基づいて本製品を売買するものであることを確認する。

2 乙が行う本製品の効果検証の内容は以下の通りとする。

本製品を、乙が開発を行う倉庫内輸送用ロボットのバッテリーとして利用する場合の性能評価

3 乙は、本製品について、本目的以外の目的 (リバースエンジニアリングの目的を含むがこれに限られない。) では使用しないものとする。

■ 2条 取引条件

以下の条件及び本契約で定める条件に従い、甲は本製品を乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

① 目的物：本製品

② 数量：●●個

③ 仕様：別紙 1 「仕様書」にて定める通り

④ 金額：合計●●円 (輸送費を含む。)

⑤ 支払期限：●年●月●日又は甲乙間で別途合意した日

⑥ 引渡場所：●●

⑦ 納期：●年●月●日又は甲乙間で別途合意した日

⑧ その他必要事項：

2 乙は、甲に対し、別途対価を支払うことで、本製品の設置や利用開始に係るサポート業務を委託することができる。当該業務に係る対価の額、支払期日その他委託に必要な条件は、甲乙間で別途合意して定める。

■ 3条 梱包

甲は、通常の条件の下で運送中の本製品を保護するために、甲乙間で別途合意して定めた仕様による梱包をする。

#### ■ 4条 受入検査及び検収

乙は、甲による本製品の引渡し後、直ちに受入検査を行い、検査に合格した場合、これを受け入れる（以下「検収」という。）旨を甲に速やかに通知するものとし、かかる通知をもって検収は完了する。検査に不合格となった場合、乙はその内容を速やかに甲に通知するものとする。

2 前項に定める受入検査の対象は、本契約で定める数量及び別紙1「仕様書」に明示的に記載する仕様との適合のみとし、乙は、別紙1「仕様書」に明示的な記載のない本製品の品質及びその他の受入検査の対象でない事項に係る事由をもって本製品の受け入れを拒絶することはできないものとする。

3 乙が、本製品の引渡し後10営業日以内に第1項の通知（左記は不合格の通知）を行わなかったときは、かかる期間の満了をもって本製品の検収が完了したものとみなす。

4 第1項の規定に関わらず、乙が受入検査を省略することを甲に通知した場合には、甲の乙に対する本製品の引渡しをもって検収が完了したものとみなす。

5 第1項に定める受入検査に不合格となった場合、仕様への不適合があるときは、甲は代品を乙に引渡し、又は本製品の補修をし、数量不足があるときは、甲は不足分を乙に追加で引渡し、乙が合理的に指定する期日までに、代品もしくは補修後の本製品又は追加で引渡された本製品について、再度乙の受入検査を受けるものとする（再度の受入検査についても本条を適用する。）。

6 甲は、第5項に定めるものの他、本製品の契約不適合に関し、いかなる責任も負わないものとする。

#### ■ 5条 所有権の移転及び危険負担

目的物の所有権は、検収（前条第5項に定める再度の受入検査実施後の検収を含む。）が完了した時点で、甲から乙に移転する。

2 検収完了前に生じた目的物の滅失、毀損、減量、変質等による損害は、乙の責に帰すべきものを除き甲が負担し、検収完了後に生じた目的物の滅失、毀損、減量、変質等による損害は、甲の責に帰すべきものを除き乙が負担する。

#### ■ 6条 支払い

乙は、検収が完了した本製品の代金を、検収が完了した日が属する月の翌月末日までに、甲が指定する口座に振り込む方法により甲に支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。

#### ■ 7条 知的財産権

甲及び乙は、甲の保有する本製品に関する全ての知的財産権（特許を受ける権利その他これに類する登録申請に係る権利及びノウハウを含む。以下本条において同じ。）は甲に帰属し、本契約の締結によっても、乙に対して当該知的財産権が譲渡されるものでなく、また、実施権、利用権その他いかなる権限も付与されるものでないことを確認する。

2 本目的としての効果検証に関連して乙が甲に対して提供したフィードバックを、甲は本製品の改善又は開発に活用することができる。

3 乙は、前項のフィードバックにより改善又は開発された本製品に係る知的財産権の保有を主張することはできない。

#### ■ 8条 権利義務の譲渡禁止

甲及び乙は、事前の書面による相手方の承諾を得た場合を除き、本契約から生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

#### ■ 9条 反社会的勢力等の排除

甲及び乙は、各自、自己が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、政治活動標ぼうゴロ及び特殊知能暴力集団、その他これらに準ずるもの（以下総称して「反社会的勢力等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、これを保証するものとする。

- ① 自己の取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長もしくはこれらに準ずる者又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等であること、又は反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ② 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ③ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること

④ 反社会的勢力等に対して反社会的勢力等であることを知りながら資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること

⑤ 反社会的勢力等に自己の名義を利用させ、本契約又は取引契約を締結すること

2 甲及び乙は、各自、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約し、これを保証する。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

- ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

## ■ 10条 秘密保持

甲及び乙は、本契約の履行のため、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示及び提供（以下「開示等」という。）の方法並びに媒体を問わず、また、本契約の締結前後に関わらず、甲又は乙が相手方（以下「受領者」という。）に開示等した一切の情報（以下「秘密情報」という。）及び秘密情報を含む文書その他の媒体（以下総称して「秘密情報等」という。）を秘密として保持し、秘密情報等を開示等した者（以下「開示者」という。）の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に開示又は漏洩してはならない。

2 前項の定めに関わらず、次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報に該当しない。

- ① 開示者から開示等された時点で既に公知となっていたもの
- ② 開示者から開示等された後で、受領者の帰責事由によらずに公知となったもの
- ③ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に開示等されたもの
- ④ 開示者から開示等された時点で、既に適法に保有していたもの
- ⑤ 開示者から開示等された情報を使用することなく独自に取得又は創出したもの

3 受領者は、秘密情報等について、事前に開示者から書面等による承諾を得ずに、本契約の履行の目的以外の目的で使用、複製及び改変してはならず、本契約の履行のために合理的に必要となる範囲でのみ、使用、複製及び改変できるものとする。

4 受領者は、秘密情報等を、本契約の履行のために知る必要のある自己の役員及び従業員並びに弁護士、公認会計士、税理士等のアドバイザー（以下「役員等」という。）に限り開示等するものとし、この場合、本条に基づき受領者が負担する義務と同等の義務を、開示等を受けた当該役員等（ただし、法律上守秘義務を負うアドバイザーを除く。）に退職後も含め課すものとする。

5 第1項、第3項及び第4項の定めに関わらず、受領者は、次の各号に定める場合、可能な限り事前に開示者に通知した上で、当該秘密情報等を開示等することができる。

- ① 法令の定めに基づき開示等すべき場合
- ② 裁判所の命令、監督官公庁又はその他法令・規則の定めに従った開示等の要求がある場合

6 本契約が解除された場合、又は開示者の指示があった場合は、受領者は、開示者の指示に従って、秘密情報が記録された媒体を破棄又は開示者に返還もしくは引渡し、また、受領者が管理する一切の電磁的記録媒体から削除するものとする（ただ

し、自動バックアップシステムにより作成された削除が困難な電磁的記録を除くものとするが、受領者はかかる電磁的記録にアクセスしないものとする。)。なお、開示者は受領者に対し、秘密情報等の破棄又は削除について、証明する文書の提出を求めることができる。

7 前項までの規定に関わらず、本条は、秘密情報に関する両当事者間の合意の完全なる唯一の表明であり、秘密情報に関する両当事者間の書面等又は口頭による提案及びその他の連絡事項の全てに取って代わる。

8 本条の規定は、開示等した日より 3 年間有効に存続するものとする。

9 前項までの規定に関わらず、甲は、第 7 条第 2 項に定める通り、本目的の検証活動において乙が甲に対して提供したフィードバックを、本製品の改善又は開発に活用することができる。また、当該フィードバックは、第 6 項が定める秘密情報の返還もしくは引渡し・削除の対象外とする。

## ■ 11 条 解除

甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当したとき（ただし、第 1 号は相手方が乙である場合のみ適用される。）は、何らの催告も要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- ① 乙が本製品を本目的以外の目的で使用又は処分したとき
- ② 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき
- ③ 第 8 条に違反して本契約に基づく義務を第三者に譲渡したとき
- ④ 第 9 条に違反したとき

2 前項の規定により本契約を解除した甲又は乙は、当該解除により相手方に損害が生じた場合も、当該損害を賠償する義務を一切負わない。

3 甲及び乙は、前項に定めるほか、相手方が本契約に定める条項に違反し、当該相手方に対し催告したにも関わらず 30 日以内に当該違反が是正されないときは、本契約を解除することができる。

## ■ 12 条 原状回復

前条に基づき本契約が解除された場合、甲は乙に対して受領済の売買代金を返還し、乙は甲に対して本製品を返還するものとする。また、この場合、甲及び乙は、直ちに第 10 条第 6 項の定めに従って秘密情報等を相手方に返還もしくは引渡し、又は、破棄するものとする。ただし、第 11 条第 1 項第 1 号に該当する場合は、甲は乙に対して受領済みの売買代金を返還する義務を負わず、乙は甲に対して本製品を返還するものとする。

■ 13条 存続条項

第7条（知的財産権）、第8条（権利義務の譲渡禁止）、第10条（秘密保持）、第11条（解除）第2項、第12条（原状回復）、第14条（損害賠償）、第15条（協議事項、準拠法及び管轄裁判所）は、本契約の終了後もなお効力を有する。

■ 14条 損害賠償

甲及び乙は、本契約に違反したとき（本製品の契約不適合を除く。）は、相手方に対し、その損害を賠償する義務を負う。

2 甲が本契約に違反した場合の損害賠償の額は、当該違反が甲の故意又は重過失による場合を除き、本契約における売買代金の額を超えないものとする。

■ 15条 協議事項、準拠法及び管轄裁判所

本契約に定めのない事項又は本契約の定め疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して決定する。

2 本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

3 本契約に関し、万一紛争が生じた場合には、[東京]地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

年 月 日

甲

乙

# 別紙 1

## 1. 製品概要

- 製品名: ●●●●
  - バッテリータイプ: 【リチウムイオン電池 / リン酸鉄リチウム (LiFePO4) 電池 など、簡潔に記載】
- 

## 2. 製品仕様

### 2.1 電気的特性

- 定格容量: ●●Ah
- 定格電圧: ●●V
- 最大放電電流: ●●A
- 充電電流範囲: ●●A ~ ●●A
- エネルギー密度: ●●Wh/kg

### 2.2 機械的特性

- 外形寸法: 【具体的なサイズ記載、例: 120mm × 80mm × 50mm】
- 重量: ●●kg
- 端子形状: 【例: M6 スクリュー端子、ケーブル付き等】

### 2.3 環境特性

- 使用温度範囲: -●●° C ~ +●●° C
  - 保存温度範囲: -●●° C ~ +●●° C
  - 耐振動性能: 【規格を記載、例: IEC XXXX】
  - 耐衝撃性能: 【規格を記載、例: IEC XXXX】
- 

## 3. 付属品及びオプション

- 付属品: 充電器、接続ケーブル
- オプション品: 専用キャリングケース、モニタリングシステム